

問 1： 当社的女子従業員が、駅で自社パンフレットを配布中に、突然、第三者に腰を蹴られて負傷しました。このような場合、労災の適用となるでしょうか。

【回答】

ご質問の場合、第三者である加害者が介在していることから、一般に第三者行為災害と呼ばれています。第三者が介在しているといっても災害が被災労働者の業務遂行中に起こったものであり、災害と業務との間に相当な因果関係があれば業務災害とされるのは言うまでもありません。

女子従業員が駅という雑踏の中でパンフレットを配布しているということを考えれば、不特定多数が相手であり、また、無防備に近いということもあって、容易に第三者にまとわりつかれたり、あるいはからまれたりされることが通常想像できると考えざるを得ません。

その結果、加害行為を受けるということも一般的に推測できるでしょう。貴社の駅におけるパンフレット配布作業は、諸状況を勘案すれば第三者からとくに加害行為を受けやすい業務であったとみることは可能と思われれます。

ただし、注意が必要なのは、災害が一見被災労働者の業務に起因しているように見えても、実際は加害行為が加害者の私怨や私的関係に由来している場合も考えられ、この場合は単に災害が被災労働者の業務遂行中にたまたま発生したにすぎず、業務起因性は認められないこととなります。

ご質問の場合でも、被災労働者がその職務上の限度を超え、相手を刺激、あるいは挑発したような場合は業務との相当因果関係が認められない場合があるので、この点についても注意が必要です。